

奈良県営水道企業管理規程第六号

水道局
出先機関 各課

奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条総務課の項中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。